

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響は続いたものの、行動制限の緩和によって社会経済活動が徐々に正常化に向かい、景気は緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ問題が長期化する中、昨年未までのゼロコロナ政策継続による中国経済の減速や、コストプッシュ型の物価上昇による消費意欲の冷え込み、米国をはじめとする各国の金融引き締めによる景気の悪化など、世界経済は厳しい状況となりました。

化学業界におきましては、ロシア・ウクライナ問題の発生以降、2022年年央にかけて、原材料価格や用役費の急騰が業績に大きなマイナス影響を及ぼしました。その後も、世界経済の減速に伴う世界的な石油化学製品の需要鈍化や用役費の更なる高騰が業績の下押し要因となる厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、原材料価格や用役費の値上がりに伴う売価の上昇により、前期比5,474百万円、11.0%増収の55,361百万円となりました。

しかしながら、利益面につきましては、営業利益は1,384百万円となり、前期とほぼ同水準（2.9%増益）にとどまりました。その大きな要因として、上半期の営業利益が303百万円にとどまったことが挙げられます。上半期は、原材料価格・用役費が急騰し、それに対する製品値上げが遅れたことが大きなマイナス要因となりました。また、海外においては、中国・上海市のロックダウンや、近接する他社の爆発火災事故による当社連結子会社東邦化学（上海）有限公司の操業の一時停止、ロジンの相場価格の大幅な値下がりによる当社連結子会社懐集東邦化学有限公司の在庫評価損発生によるマイナス影響がありました。下半期は、世界経済の減速傾向が強まる中、自動車・家電関連をはじめ製品需要は総じて弱含みで推移しましたが、製品価格の値上げをはじめとする採算改善への取り組みが進捗したため、下半期の営業利益は1,080百万円となり、上半期対比大幅に改善しました。また、上半期・下半期を通じて合計約3億円の多額の製品廃棄損等が発生したことも利益面のマイナス要因となり、通期の営業利益は1,384百万円となりました。経常利益は、為替差益の大幅な減少を主因として前期比753百万円減益の1,179百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比418百万円減益の977百万円となりました。

	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	49,887	55,361	5,474	11.0
営業利益	1,345	1,384	39	2.9
経常利益	1,933	1,179	△753	△39.0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,395	977	△418	△30.0

セグメント別の状況は次のとおりです。

界面活性剤

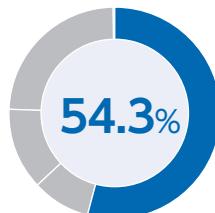
売上高

300億62百万円 (前期比13.0%増) 

セグメント利益

7億74百万円

売上高構成比



売上高



セグメント利益



香粧原料は、一般洗浄剤の販売数量が減少したものの、原料価格の値上がりに伴う製品売価の上昇により増収となりました。プラスチック用添加剤は、主力の帯電防止剤や乳化重合剤等、全般的に販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。土木建築用薬剤は、販売数量は前期比微増であり、主に製品売価の上昇により増収となりました。農薬助剤は、国内を中心に販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増

収となりました。繊維助剤は、国内外ともに販売が低調で減収となりました。紙パルプ用薬剤は、販売数量は前期比微増であり、主に製品売価の上昇により増収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比3,447百万円、13.0%増収の30,062百万円となりました。セグメント利益は、2億円弱の製品廃棄損等の発生があったものの増収効果により前期比56百万円増益の774百万円となりました。

樹脂

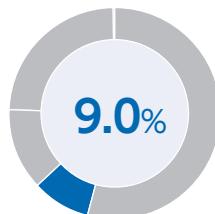
売上高

49億57百万円 (前期比1.8%増) 

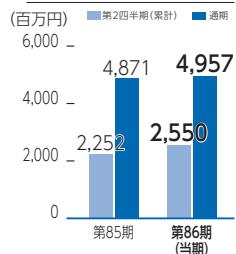
セグメント損益

△8百万円

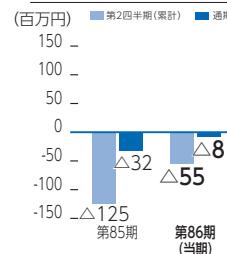
売上高構成比



売上高



セグメント損益



石油樹脂は、原料不足による減産の影響で販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。合成樹脂は、自動車部品向け等の販売が伸長したことに加え、製品売価の上昇により増収となりました。樹脂エマルジョンは、フローポリッシュ用や塗料用等が振るわず減収とな

りました。アクリレートは、中国における電子情報材料関連の需要の落ち込みを主因に減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比85百万円、1.8%増収の4,957百万円となり、セグメント損益は、8百万円の損失(前期は32百万円の損失)となりました。

化成品

売上高

69億34百万円 (前期比**5.8%**増) 

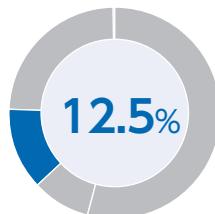
セグメント利益

1億34百万円



合成ゴム・ABS樹脂用ロジン系乳化重合剤は、自動車関連需要が低調で国内外ともに販売数量は減少し、減収となりました。金属加工油剤は、販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。石油添加剤は、海外向け販売数量が増加したこと並びに製品売価の上昇により増収

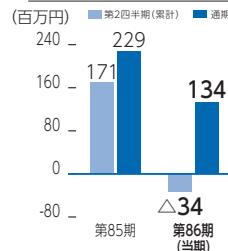
売上高構成比



売上高



セグメント利益



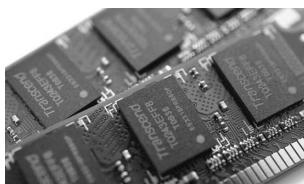
スペシャリティーケミカル

売上高

132億72百万円 (前期比**13.6%**増) 

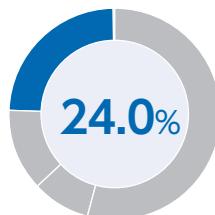
セグメント利益

4億18百万円



溶剤は、一般的に販売が低調であったことから減収となりました。電子情報産業用の微細加工用樹脂は、半導体関連の販売数量の増加並びに製品売価の上昇により増収となり、当セグメント全体の売上高は、前期比1,589百万円、13.6%増の13,272百万円

売上高構成比



売上高



セグメント利益



となりました。一方、セグメント利益は電子情報材料用樹脂製造所の新設に伴う減価償却費等の固定費の増加や、1億円を超える製品廃棄損等の発生により、前期比74百万円減益の418百万円となりました。

〈その他〉売上高 **1億35**百万円 (売上高構成比0.2%)
セグメント利益 **21**百万円

* 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。
* セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書計上額の営業利益と調整(当連結会計年度は44百万円)を行っております。
* セグメント利益又は損失(△)の調整額44百万円には、棚卸資産の調整額△19百万円等が含まれております。
* 当社は、2021年末に策定した「事業ポートフォリオ基本方針」及び2022年5月に策定した「TOHO Step Up Plan 2024」に基づき、事業の「選択と集中」を一層徹底するための取り組みを進めており、当社グループの事業展開、経営資源配分、経営管理体制等の観点から経営管理手法を見直し、報告セグメントの変更を実施いたしました。その結果、従来「スペシャリティーケミカル」に含めて開示しておりましたアクリレートを、当連結会計年度より「樹脂」に移管しております。
なお、前連結会計年度のセグメント情報につきましては、変更後の区分方法により作成しております。

また、2023年2月28日付「当社サーバーへの不正アクセスに関するお知らせ」並びに2023年4月26日付「情報流出に関するお詫びとお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は第三者による不正アクセスを受け、外部専門家による調査の結果、当社が保管する情報の一部が外部に流出したことを確認いたしました。当社はこの度の事態を真摯に受け止め、会社一丸となって再発防止に向けた情報セキュリティの強化に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、リースを含め、21億19百万円であります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - 当社 追浜工場 危険物高圧ガス対応主要反応装置更新
- ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
 - 当社 千葉工場 危険物冷蔵倉庫建設工事
 - 当社 鹿島工場 屋外貯槽増設工事
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当連結会計年度におきまして以下のとおり社債発行を行い、総額で9億円の資金調達を実施しました。

(社債の明細)

会社名	社債の名称	発行年月日	発行金額 (百万円)	利 率 (%)	償還期限
東邦化学工業株式会社	第43回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2022年 8月24日	300	0.320	2027年 8月24日
東邦化学工業株式会社	第44回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2023年 3月23日	300	0.680	2028年 3月23日
東邦化学工業株式会社	第45回無担保社債 (株)みずほ銀行 保証付及び適格機関投資家限定	2023年 3月23日	300	0.680	2028年 3月23日

(2) 財産及び損益の状況

区分	第83期 (2020年3月期)	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	42,155	40,649	49,887	55,361
営業利益 (百万円)	2,006	1,386	1,345	1,384
売上高営業利益率 (%)	4.8	3.4	2.7	2.5
経常利益 (百万円)	1,679	1,425	1,933	1,179
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,378	1,005	1,395	977
1株当たり当期純利益 (円)	64.64	47.12	65.43	46.31
総資産 (百万円)	53,298	58,416	66,489	67,951
純資産 (百万円)	13,580	15,121	16,907	17,765
1株当たり純資産額 (円)	633.40	705.36	788.43	841.15
自己資本比率 (%)	25.3	25.8	25.3	26.0
ROE (%)	10.4	7.0	8.8	5.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
近代化学工業株式会社	120百万円	100%	界面活性剤の製造
株式会社横須賀環境技術センター	10百万円	100%	環境調査測定・分析業務
懐集東邦化学有限公司	590万米ドル	91.63%	化成品の製造・販売
東邦化貿易(上海)有限公司	100百万円	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の販売
東邦化学(上海)有限公司	9,903万米ドル	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の製造

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度（2022年度）を初年度とする「TOHO Step Up Plan 2024」（以下、「中計」という。）に取り組んでおります。本中計の数値目標と重要課題につきましては、以下のとおりです。

<2021年及び2022年度の実績と中計最終年度（2024年度）の数値目標（連結ベース）>

	2021年度実績	2022年度実績	2024年度計画
売上高	498億円	553億円	600億円
営業利益	13.4億円	13.8億円	30億円
売上高営業利益率	2.7%	2.5%	5.0%
純資産額	169億円	177億円	205億円
自己資本比率	25.3%	26.0%	28.0%
ROE	8.8%	5.7%	10%以上
1株当たり配当額	15円	15円	20円

<最重要課題>

- ① 収益重視の経営の推進
- ② 電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ
- ③ 東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる

<その他重要課題>

- ① 脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化
- ② 最適生産体制の一層の強化
- ③ 研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速
- ④ スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る

中計の初年度となる当連結会計年度は、売上高は、原材料価格や用役費の値上がりに伴う売価の上昇により、前期比11.0%の増収となりましたが、利益面につきましては、期初の予想利益を大幅に下回る不本意な水準にとどまりました。その主な原因は、「当連結会計年度の事業の状況」で述べた多くのマイナス要因が重なったことによるものであり、中計の数値目標達成に向けて、大きく出遅れることとなりました。

2023年度は、世界経済の減速下、足許の製品需要鈍化の影響は一定期間続くと考えられますが、2022年度の一過性のマイナス要因が解消すること、並びに2022年度に稼働を開始した電子情報産業用微細加工用樹脂製造のための新プラント（以下、「電材用新プラント」という。）が生産を本格化し、通期にわたって売上に寄与することなどから、大幅な増益を見込んでおります。2022年度の遅れを挽回し、中計最終年度の数値目標達成を目指します。

中計の最重要課題の「収益重視の経営の推進」については、2022年度上期の原材料価格・用役費急騰への対応のため、全社を挙げて製品価格の見直しを推進したことにより、各製品の採算に対する社員の意識が確実に向上いたしました。製品別営業利益の見える化が進み、それを元に不採算製品や少量製品の取引条件是正や販売見直しに着実に取り組んでおります。

「電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ」については、2021年12月に完工した電材用新プラントが、2022年5月に稼働を開始いたしました。新プラント稼働に必要な人員の確保や教育も進み、ユーザー認証を得た製品から順次量産に移行し、新プラントの立ち上がりは順調に進捗しております。足許では半導体市況が悪化しておりますが、中長期的には需要拡大基調は変わらず、ユーザーからの供給能力増強への期待は依然として高いため、新プラント内の残りのエリアに製造設備を増設する計画の検討を進めております。

「東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる」については、2022年度は上海市のロックダウンや、近接する他社の爆発火災事故などの不測のマイナス要因があり、営業利益の黒字回復は果たしたものの、利益は低水準にとどまりました。2023年度は、中国のゼロコロナ政策終了による景気回復が見込まれること、高温蒸気の供給開始（2022年9月）によって高温反応が必要な製品の製造が可能となり第2期増設設備の稼働率向上が見込まれること、加えて上記のマイナス要因が解消することもあり、大幅な業績改善を見込んでおります。確実にそれを実現することによって同社を早期に成長軌道に乗せるよう、全力を挙げてまいります。

その他重要課題の「脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化」については、各工場でのエネルギー消費の実態を把握するための計器を増設し、消費削減に向けた分析を進めております。生産合理化への取り組みにおいては、電子情報材料の生産工程時間短縮や廃水削減、香料原料製品の生産効率化などの成果が実現しております。また、ユーザーのニーズに合わせた環境負荷低減製品の開発も土木建築用薬剤等で進捗しております。

「最適生産体制の一層の強化」については、千葉工場における電子情報材料事業のウエイトを高めるなど、各工場の生産製品がそれぞれの位置づけや役割分担に沿ったものとなるよう、工場間の生産移管を進めております。それに伴い、鹿島工場の生産能力増強に向けた貯槽増設や、四日市工場の樹脂エマルジョン製品用設備増設など、生産移管に必要な設備への投資も計画どおり進捗しております。東邦化学（上海）有限公司の高温蒸気供給開始に伴い、高温反応が必要な製品の同社への生産移管も進めております。

「研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速」については、電子情報材料の先端製品の開発が進捗しているほか、土木建築用薬剤、プラスチック用添加剤等でも開発テーマが着実に進捗しております。また、事業分野等の枠組みにとらわれないプロジェクトチームやワーキンググループの活用による技術の横展開を進めており、樹脂エマルション等で効果が実現しております。

「スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る」については、稟議書の電子化によって社内決裁が迅速化したほか、物流部門でのユーザー向け請求書・納品書の電子化が実現し、ITの活用による省力化・省人化を進めております。工場においても、溶剤プラントにおいてインライン分析を導入し、分析作業の負担を大幅に削減できたほか、新たな分析機器導入による検査業務の合理化等の進展がありました。また、社員のモチベーション向上のため、人事制度改定の検討を進めており、今後、導入に向けた準備を行ってまいります。

最後になりましたが、当社は2023年2月26日、第三者による不正アクセスを受けたことを確認いたしました。バックアップデータや従業員のパソコンは被害を免れたため、基幹システム等の業務に係るシステムは順次復旧しており、生産や販売等の主要な業務には大きな影響はありませんでした。しかしながら、外部の専門家による調査の結果、当社が保有するデータの一部が外部に流出した形跡が確認されました。情報の漏えいに関しましては、警察当局や個人情報保護委員会への報告を行い、外部専門家の指導のもと、必要な対応を行っております。お取引先様や株主様をはじめとする関係各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を厳粛に受け止め、外部専門家の助言のもと、再発防止に真摯に取り組んでおります。本件発覚以降、被害拡大防止及び二次攻撃防止のため、インターネットへのアクセスを遮断しており、今後、情報セキュリティ強化のための十分な対策を講じ、外部専門家から安全性に対する評価を得られるまでは、インターネットへのアクセスを遮断した状態を継続いたします。情報セキュリティ強化のための対策については、外部専門家からネットワークやIT機器、利用者の監視強化等を推奨されており、専門企業による常時監視を導入するなど、監視強化を進めております。引き続き、外部専門家の助言を得ながらセキュリティ対策の全体像を固めていく過程にありますが、着手可能な対策から順次対応を進めてまいります。

本件の影響を最小限に食い止め、万全の再発防止策を講じ、皆さまからの信頼を回復できるよう、本件への対応を喫緊の最優先課題として全力で取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、化学工業製品事業として、界面活性剤、樹脂、化成品、スペシャリティーケミカル等の製造・販売を主たる業務としております。

製品分野	主要な製品
界面活性剤	香粧原料、プラスチック用添加剤、土木建築用薬剤、紙パルプ用薬剤、農薬助剤、繊維助剤等
樹脂	合成樹脂、石油樹脂、樹脂エマルジョン、アクリレート等
化成品	ロジン系乳化重合剤、石油添加剤、金属加工油剤等
スペシャリティーケミカル	溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂等

(注) 当連結会計年度より、アクリレートはスペシャリティーケミカルセグメントから樹脂セグメントへ変更しております。

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

企業名	事業所名		所在地
東邦化学工業株式会社	本社		東京都中央区
	支店	大阪 名古屋	大阪市中央区 名古屋市中区
	工場	追分 千葉 四日市 鹿島	神奈川県横須賀市 千葉県袖ヶ浦市 三重県四日市市 茨城県神栖市
近代化学工業株式会社	本社		大阪市東淀川区
懷集東邦化学有限公司	本社		中国広東省肇慶市
東邦化貿易(上海)有限公司	本社		中国上海市
東邦化学(上海)有限公司	本社		中国上海市

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
界 面 活 性 剤	420名	8名
樹 脂	87名	△11名
化 成 品	123名	5名
ス ペ シ ャ リ テ ィ ー ケ ミ カ ル	204名	15名
そ の 他	8名	0名
全 社 (共 通)	30名	0名
合 計	872名	17名

- (注) 1. 従業員数には、嘱託等(34名)を含めておりません。
2. 当連結会計年度より報告セグメントを変更したため、前連結会計年度末比増減について前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
685名	14名	39.7歳	15.8年

(注) 従業員数には、嘱託等(27名)を含めておりません。

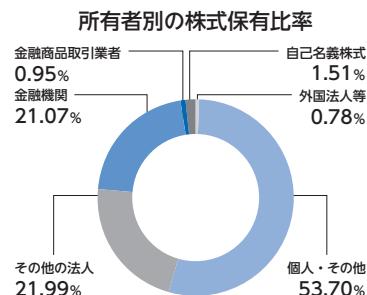
(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,525百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	5,810百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,798百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,350,000株 (自己株式321,991株を含む)
- ③ 株主数 8,655名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
東邦化学工業取引会社持株会	3,407千株	16.20%
中崎龍雄	2,528千株	12.02%
株式会社日本カスタディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,390千株	6.61%
三井物産株式会社	1,233千株	5.86%
株式会社三井住友銀行	1,051千株	4.99%
東邦化学工業従業員持株会	974千株	4.63%
三井住友信託銀行株式会社	675千株	3.21%
三井住友海上火災保険株式会社	550千株	2.61%
株式会社菅野商事	302千株	1.43%
吉野石膏株式会社	300千株	1.42%

(注) 持株比率は自己株式 (321,991株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	中崎 龍雄	内部監査室担当、経営企画本部長
常務取締役	江藤 俊幸	購買部門担当、生産本部長、東邦化学（上海）有限公司董事長
常務取締役	永岡 幹人	事業本部長 兼 香粧原料事業部長 兼 大阪支店長、東邦化貿易（上海）有限公司董事長、東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長
取締役	脇田 雅元	生産本部副本部長 兼 千葉工場長
取締役	中野 憲一	研究開発本部副本部長 兼 追浜研究所長
取締役	下田 晴久	事業本部副本部長 兼 スペシャルティークミカルズ事業部長
取締役	池田 亮	研究開発本部副本部長 兼 千葉研究所長
取締役	川崎 正一	情報管理部門担当、経理本部長
取締役	綾部 収治	共和電業株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	川越 弘三	
常勤監査役	田中 祥雄	
常勤監査役	越智 英隆	
監査役	三浦 芳美	ホウライ株式会社監査役

- (注) 1. 2022年6月23日開催の第85回定時株主総会において、新たに川崎正一、川越弘三の両氏は取締役に選任され就任いたしました。また、監査役山本一郎氏の逝去により、法令に定める監査役の員数を欠くことになったため、東京地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代表者）の選任の申立てを行い、2022年9月13日付で三浦芳美氏が仮監査役（社外監査役）に選任され、就任いたしました。
2. 取締役綾部収治氏及び川越弘三氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 井上豊、野村公喜の両氏は、2022年6月23日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。また、監査役山本一郎氏は2022年6月25日に逝去されたことから監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任時の地位及び重要な兼職の状況等
山本 一郎	2022年6月25日	監査役 株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

Ⅰ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる任意の役員人事諮問委員会において、取締役の報酬決定基準と業績加算及び同減算の方法に関する方針案を策定し、これを取締役会で決定しております。

その概要は下記のとおりです。

(イ) 取締役の報酬基準額を役職ごとに定め、2020年7月以降適用する。

(ロ) 社外取締役を除く取締役について、業績加算部分を新たに設け、第84期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業年度の業績評価より実施する。役職ごとに加算比率の上限を設定し、取締役ごとに当社業績、担当部門・部署の業績並びに業績への貢献度を基に加算比率を決定し、報酬基準額に加算比率を乗じて業績加算額を算出する。併せて、役職ごとに減算比率の上限を設定し、会社業績が著しく悪化した場合は、取締役ごとに減算比率を決定し、報酬基準額に減算比率を乗じた額を報酬基準額から減算する。具体的な評価基準の概要は次のとおり。

- a.業績等の達成度合いに応じて7ランクの評価基準を設け、ランク別、役職別に業績加算比率、同減算比率を設定。
- b.まず、会社全体の評価ランクを、中期経営計画の数値目標と重要課題の達成状況を中心に、年度計画の達成状況、及び市場環境も加味した総合的な評価により決定する。
- c.各役員の評価ランク案は、代表取締役が策定する。評価にあたっては、各役員の中期経営計画や年度計画の達成状況への貢献度に応じ、会社全体の評価ランクにランクアップ・ダウンの調整を行う。但し、代表取締役の評価ランクは、原則会社全体の評価ランクを適用する。

d.代表取締役は、策定した評価案を役員人事諮問委員会において協議の上、取締役会に諮り承認を得る。

(ハ) 報酬の時期及び支払方法は、株主総会終了後の毎年7月より固定報酬に前年度分の業績連動報酬分を加味し、年間報酬額の1/12を月例の新報酬として支給する。

(ニ) 役員報酬に係る決定方針において定めた内容とは別に、業績の著しい悪化又はその恐れや重大事故の発生あるいは重大なコンプライアンス違反等、取締役の報酬等の支給期間中であっても見直しが必要と判断されるような事由に該当する場合は、その対応について取締役会にて審議し決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の第51回定時株主総会において月額200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内)と決議されており、また、監査役の報酬限度額は、月額400万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等については、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる役員人事諮問委員会において、株主総会決議による報酬総額の限度内で、役職ごとの報酬基準額をもとに経営の内容や業績、担当部門の成績、経済情勢等を考慮した役員報酬案を作成し、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当該事項はございません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬			賞 与	非金銭報酬等	
		固定部分	業績連 動部分	小 計			
取締役	88	88	—	88	—	—	12
うち社外取締役	(14)	(14)	—	(14)	—	—	(3)
監査役	32	32	—	32	—	—	4
うち社外監査役	(18)	(18)	—	(18)	—	—	(3)
合計	121	121	—	121	—	—	16
うち社外役員	(32)	(32)	—	(32)	—	—	(6)

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.業績連動報酬については上記イ記載のとおりです。業績連動報酬は中期経営計画に定めた数値目標や重要課題の進捗状況及び年度計画の達成状況を総合的に評価しており、特に本業の成績を表す連結営業利益を業績連動報酬の算定にかかると重要な業績指標として選定しております。選定の理由は中期経営計画の数値目標及び年度計画の達成が更なる企業価値向上につながり、取締役に対する適切なインセンティブとなることが期待されるためです。業績加算部分の評価対象となる前中期経営計画（2019年4月～2022年3月、以下「前中計」という）の重要課題の進捗状況については第85回定時株主総会招集ご通知21～22頁に記載しております（<https://toho-chem.co.jp>）。また、前中計の数値目標及び第85期業績については以下に記載のとおりです。なお、上記決定方針に従って算定した結果、第86期における業績加算部分の報酬はございませんでした。

3.非金銭報酬等はありません。

<前中計最終年度（2022年3月期）の計画及び実績（連結ベース）>

	2022年3月期計画	2022年3月期実績
売上高	510億円	498億円
営業利益	30億円	13.4億円
売上高営業利益率	5.9%	2.7%
純資産額	170億円	169億円
自己資本比率	27.0%	25.3%
ROE	10%以上	8.8%
1株当たり配当額	20円	15円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役綾部収治氏は、共和電業株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役三浦芳美氏は、ホウライ株式会社監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役を退任した山本一郎氏は、株式会社ナルミヤ・インターナショナル常勤監査役を兼務しておりました。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 綾部 収治	17回／ 17回	100%	—	—
取締役 川越 弘三	14回／ 14回	100%	—	—
監査役 越智 英隆	17回／ 17回	100%	18回／ 18回	100%
監査役 山本 一郎	3回／ 4回	75%	3回／ 5回	60%
監査役 三浦 芳美	10回／ 10回	100%	9回／ 9回	100%

- (注) 1.取締役川越弘三氏は、2022年6月23日開催の第85回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
- 2.監査役山本一郎氏は、2022年6月25日付で逝去により退任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。
- 3.監査役三浦芳美氏は、2022年9月13日付で東京地方裁判所より仮監査役（一時監査役職務代行者）として選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。

(ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況等

綾部収治、川越弘三の両氏は社外取締役として、越智英隆、三浦芳美の両氏は社外監査役として、主に外部企業経験の見地からの質問や意見を述べるなど、取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において越智英隆、三浦芳美の両氏は、これまでの経験も踏まえ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を随時行っております。

なお、2022年6月25日付で逝去により監査役を退任された山本一郎氏は社外監査役として、様々な企業や学校法人での豊富な経験や見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	綾部 収治	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外取締役	川越 弘三	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
当社監査役会は、当該事業年度の監査計画の監査日数、監査チーム体制等に基づき提示された会計監査人の報酬金額について、前事業年度との比較、監査内容の変更点等を勘案した結果、妥当であると判断いたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

1. コーポレートガバナンス体制

当社は、会社法、コーポレートガバナンス・コードなど、昨今の社会的要請を踏まえて、当社及びグループ各社のコーポレートガバナンス体制の整備を図る。

- (1) 当社取締役及び監査役は、常務以上の取締役及び社外取締役で構成する役員人事諮問委員会が、取締役会が決議した役員選定基準に基づき、その職務・職責を果たすに相応しい資質を有する候補者を選定し、取締役会での審議（監査役は監査役会の同意が前提）を経て、株主総会決議で承認される体制である。
- (2) 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則に基づき、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況について報告を受け、重要な経営判断について審議し決定する。
- (3) 当社取締役会は、複数の社外取締役（独立役員）を選任することにより、取締役の職務執行状況の監視・監督機能の強化を図り、意思決定の透明性・客観性を確保する。
- (4) 当社監査役は、法令・定款・監査役会規則に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (5) 当社監査役会は、過半数を社外監査役（独立役員）で構成しており、公正・公平な視点で監査を行う体制である。
- (6) 当社取締役会は、毎期、当社及びグループ各社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、職務を遂行する上で遵守すべき基本的事項をCSR憲章、人権方針、行動規範などで明確化し、当社及びグループ各社の従業員にその周知徹底を図る。
- (2) 当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を図る。
- (3) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が内部統制上の不備やコンプライアンス違反行為、ハラスメント等を発見したときに通報・相談できる窓口として、通常の報告ルートとは別に、ヘルプラインを設置する。
- (4) 当社及びグループ各社は、行動規範の中で反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を定めており、その周知徹底を図るとともに、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令・定款・取締役会規則・稟議規程・情報管理規程等に基づき、取締役会議事録・稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社は、これら情報を保存及び管理する体制を適時見直し、改善を図る。

4. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等を整備する。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社の損失の危険を横断的に管理する組織として、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社各部門が毎期設定する損失の危険等に対処する課題の進捗状況を管理することで、その着実な運用を図る。

5. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月定時取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- (2) 当社取締役会は、執行役員規程に基づき執行役員を選任する。業務執行取締役及び執行役員は、執行役員会を原則として月2回開催し、取締役会における決議・報告事項の周知並びに業務執行に係る連絡・討議を行う。
- (3) 当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- (4) 当社各部門及びグループ各社は、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社は、経営・事業目標の効率的な達成を図るため、部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議、事業分野別の分野会議を半期ごとに開催する。

6. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の取締役（董事）や監査役（監事）に、当社役員又は従業員を派遣することで、グループ各社の管理体制の強化を図る。
- (2) 当社は、関連子会社管理規程に基づき、当社各部門の役割やグループ各社への支援体制を明確化し、当社及びグループ各社の業務の適正を確保する。
- (3) 当社は、組織並びに業務分掌規程に基づき、当社当該部門が総務・経理・情報管理などの専門性が高い業務について、グループ各社を支援・助言する体制である。
- (4) 当社は、グループ各社の重要な決定事項を、当社取締役会の承認事項・報告事項と定めている。
- (5) 当社は、当社グループ会社間の取引を行うに当たって、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- (6) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

8. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項を決定する場合には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを役員及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (2) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、法令・定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、リスク管理規程に基づき、同委員会及び事務局が把握したリスク情報を監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (5) 当社及びグループ各社の役員及び従業員が、経営層が関与する不正やその他不適切な行為を知ったとき、或いはその疑いを持ったときは、内部監査室或いは監査役に報告する。なお、内部監査室が報告を受けたときは、直ちに監査役に報告する。

10. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の役員・従業員等が、監査役に相談・報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (2) 当社は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこと、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じること、さらに通報者に不利益な取り扱いが行われた場合は同行為を行った関係者を処分することをヘルプライン規程に定めるとともに、当社及びグループ各社の役員・従業員等に周知徹底する。

11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- (2) 当社は、前号以外で監査役が特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会・全社会議・コンプライアンス・リスク管理委員会及びグループ各社の取締役会（董事会）等の会議へ出席し、重要な意思決定の過程を監査する。
- (2) 当社監査役は、当社各拠点やグループ各社の往査を行い、当社及びグループ各社の取締役の職務の執行状況を監査する。
- (3) 当社監査役は、稟議書等の決裁書類やその他重要な報告書等を閲覧することができる。
- (4) 当社監査役は、代表取締役社長・内部監査室・会計監査人と定期的に意見交換する機会を設ける。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、情報基本方針・行動規範で、企業情報の適時・適切な開示の重要性を明確化しており、信頼性ある財務報告の重要性を役員及び従業員共通の認識としている。
- (2) 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- (3) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価する。その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会・取締役会・監査役会に報告し、是正を図る体制である。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当期は、12回の定時取締役会、5回の臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、当社及び各子会社の職務執行状況について報告を受けております。取締役会には、2名の社外取締役、3名の監査役が出席しており、意思決定の透明性・客観性を確保するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 当期は、コンプライアンス・リスク管理委員会を3回、委員会事務局会を11回開催し、子会社を含めた企業集団のリスク情報を共有し対応を図っております。委員会及び事務局会には、常勤監査役も出席しており、その執行状況を監査しております。
- ③ 各子会社を所管する部門は、「組織並びに業務分掌規程」で明確化しており、「関連子会社管理規程」に基づき管理しております。
- ④ 当社各部門は、「内部統制システム構築の基本方針」への対応として、所管する子会社への対応を含めた課題を每期設定し、その進捗状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、每期コンプライアンス・リスク管理委員会が定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に基づき、当社グループの内部統制の整備状況を評価しております。評価結果は、適時コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しております。